

Wi-Fiルーターレンタル規約 新旧対照表

該当箇所(修正)	旧	新
<p>第3条 (本サービスの内容)</p> <p>附則</p>	<p>本サービスは、乙が所有するWi-Fiルーター(以下、「本端末」という)を甲に無償で貸与するものです。</p> <p>2. 以下のサービスは有償対応となります。</p> <p>(1) 本端末の設置・交換に伴う設定作業</p> <p>(2) 甲所有のWi-Fi端末を追加設定する場合</p> <p>(3) その他、乙が訪問して作業をする場合</p>	<p>本サービスは、乙が所有するWi-Fiルーター(以下、「本端末」という)を甲に無償で貸与するものです。なお、貸出機器は1000BASE-TX規格の有線インターフェースを有し、Wi-Fi5に係る無線通信に準拠した機種になります。</p> <p>2. 10ギガコースの貸出機器も前項と同様の機種になります。</p> <p>3. 以下のサービスは有償対応となります。</p> <p>(1) 本端末の設置・交換に伴う設定作業</p> <p>(2) 甲所有のWi-Fi端末を追加設定する場合</p> <p>(3) その他、乙が訪問して作業をする場合</p> <p>本規約は2024年3月1日から適用します。</p>